

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告及び調査)</p> <p>第 71 条 口座管理機関は、第 62 条に規定する場合その他法第 19 条に規定する事故が生じた場合には、直ちに、その旨及び次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故を起こした取締役、<u>執行役</u>、監査役又は使用人の氏名及び役職名</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 15 年 6 月 20 日から施行する。</p>	<p>(報告及び調査)</p> <p>第 71 条 口座管理機関は、第 62 条に規定する場合その他法第 19 条に規定する事故が生じた場合には、直ちに、その旨及び次に掲げる事項を機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>発行者は、前項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</u></p> <p>(短期社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第28条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第67条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(6)~(8) (略)</u></p> <p>附 則</p> <p>この改正規定は、平成15年6月20日から施行する。</p>	<p>(同意書)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(短期社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第28条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第67条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p><u>(6) 本店所在地の変更</u></p> <p><u>(7)~(9) (略)</u></p>